

〔論文〕

## ヴァイディヒ研究

### 非合法紙『燭台』の考察

加藤 智也

#### 0. はじめに

ルートヴィヒ・ヴァイディヒ Ludwig Weidig(1791 - 1837)はドイツにおいて一定の知名度を獲得しており、政治活動家としてのみならず、教育者、牧師、体操家として多方面で活躍した「文化の創造者」<sup>1</sup>、あるいは「多彩な人物」<sup>2</sup>であったと評されている。その功績を称え、地元ブツバッハ市は 1986 年に「ヴァイディヒ研究資料室」Weidig-Forschungsarchiv を設置し、ヴァイディヒに関連するテキストを収集して、校訂に取り組んできた。<sup>3</sup>そして、没後 150 年には全集を、生誕 200 年には論文集を出版している。一方、日本におけるヴァイディヒの知名度はビューヒナー研究者を除くと極めて低いのが現状で、筆者の知る限り、ドイツ史学の領域においてさえその名をタイトルに含む論文は一篇だけである。<sup>4</sup> 日本において彼の名は『ヘッセンの急使』*Der Hessische Landbote* (以下『急使』と表記)の共同執筆者としてビューヒナーの背後に瞥見されるといった程度である。しかし、ヴァイディヒをビューヒナー研究における副次的な存在に留めてよいのであろうか。なぜなら、ヴァイディヒにも様々な矛盾点や未知の部分があり、さらなる究明が待たれているからだ。例えば、彼は政治戦略上反体制という点で一致しておれば、党派を越えて共闘を組むよう模索したこともあり、独自の政治路線を明確に主張する文書を残していない。このことは、主義主張の一貫性を疑わせ、「彼は共和主義者の間では共和主義者になり、立憲君主主義者の間では立憲君主主義者になる」<sup>5</sup>日和見主義

---

<sup>1</sup>Klaus- Peter Martin (Bürgermeister in Butzbach): *Vorwort*. In: *Friedrich Ludwig Weidig (1791- 1837) Neue Beiträge zur 200. Wiederkehr seines Geburtstages*. Hg.v. Dieter Wolf. Butzbach 1991, S.5.

<sup>2</sup>Ebd., S.5

<sup>3</sup>Vgl.ebd., S.5.

<sup>4</sup>川口智江「三月前期の革命家—ヘッセン大公国のヴァイディヒ牧師を中心に」『専修史学』第 36 号 2004 年。

<sup>5</sup>Hans Magnus Enzensberger: *Georg Büchner. Ludwig Weidig. Der Hessische Landbote Texte, Briefe, Prozeßakten. Kommentiert von Hans Magnus Enzensberger*. Frankfurt am Main 1965, S.49. A. ベッカーによるこの発言はネルナーの調書に収められている。Friedrich Noellner : *Die hochverräterischen Unternehmungen durch Abfassung und Verbreitung von*

者であると酷評されたほどであった。つまり、ヴァイディヒの政治理念には未だ不明の部分が多いのである。このため、この人物を付随的な研究対象に留めるのではなく、主題として取り上げ矛盾点に光を当てる必要があると思われる。本稿では全集に収められている非合法の新聞『ヘッセンの燭台』（以下、正式名称『ヘッセンの燭台に火をともし人々、あるいはヘッセン人の正当防衛 *Leuchter und Beleuchter für Hessen oder der Hessen Nothwehr* を『燭台』と略記）を基にヴァイディヒが政治活動において果たした役割を考察し、また、そこに潜む問題点や矛盾点について言及したい。

## I. ヴァイディヒの略歴

1791年、ヴァイディヒは営林官の父ルートヴィヒ・クリスティアンと、後にドイツ社会主義運動の旗手リープクネヒトを生んだ家系の出である母ヴィルヘルミーナの長男として、ヘッセン大公国オーバーグレーエンに誕生した。少年時代のヴァイディヒはドイツの歴史と民族に誇りを持ち、ローマ教会の不正と闘ったルターを尊敬した。12歳から17歳まで彼は教会顧問で私塾を営んでいたロインの下で教育を受け、1808年にはギーセン大学で神学を専攻したが、さらに学を修めたのち教師の道を志し、ブッツバッハの男子学校の副校長と校長を歴任した。<sup>6</sup> 真の教育者をめざした彼は質素な生活に甘んじながら、生徒には献身的に教育を施した。特に、体操教育をいち早く導入するなど、他の追随を許さない優れた教育実践により人望を集めることに成功した。これを可能にしたのも教育熱心な母親から受けた愛情がヴァイディヒの心底にあったからに他ならない。ヴァイディヒにとっては故郷の人々に献身的に尽くすことが、母への恩返しを意味したのである。<sup>7</sup>

しかし、ヴァイディヒは穏やかな聖職者に収まるタイプの間人ではなかった。彼が政治活動を開始した頃のヨーロッパはナポレオン軍の脅威から解放される時期に差し掛かっており、ドイツでも度重なる敗北の後ようやく1813年のライプチヒの「解放戦争」に勝利したことで、諸領邦国民の間に愛国心が一段と喚起され、政治組織を再編する気運が高まったからである。ヴァイディヒも既に学生時代に同郷人協会の「フランコニア」*Frankonia* やギーセンのブルシェンシャフトの組織である「黒衣派」*Die Schwarzen*、政治的読書会の「ドイツ読書協会」*Teutsche Lesegesellschaft* の会合にも参加していたが、<sup>8</sup> 時代の趨勢に呼応して、1814年11月には70人の会員を抱える「ドイツ読書協会」を「ドイツ協会」*Deutsche*

---

*Flugschriften*. In: *Georg Büchner. Sämtliche Werke, Schriften, Briefe, Dokumente*. Hrsg. von Henri Poschmann. Frankfurt a.M. 1988, Bd2, S.662.

<sup>6</sup>Vgl. Hans Joachim Müller (Hg.): *Einführung*. In: *Friedrich Ludwig Weidig Gesammelte Schriften*. Hg.v. Hans Joachim Müller. Darmstadt 1987, S.13f. [FW と略記]

<sup>7</sup>Vgl. ebd., S.129f.

<sup>8</sup>Jan-Christoph Hauschild: *Georg Büchner. Biographie*. Stuttgart /Weimar 1993, S.295.

Gesellschaft へと改編する際の主導的役割を演じた。<sup>9</sup> これによりヴァイディヒは本格的な政治活動家としての人生を歩むこととなる。「ドイツ協会」は 40 人以上の会員から構成されており、ヴァイディヒの父や教会顧問ロイン他幾人かの牧師も名を連ねていたが、決して穏健な組織ではなく、「ヴァイディヒはブッツバッハの『ドイツ協会』を多分に政治的な針路へと運び、それどころかジャコバン・クラブに変え、革命を計画し、神聖同盟への批判やドイツの封建制度の解体を口にし、皇帝の叙任式を要求していた」<sup>10</sup>ため、当局から睨まれていた。実際、1815 年から 16 年にかけて「ドイツ協会」での論議が相当過激化したことにより脱会者も生じ、ヴァイディヒがロベスピエールに譬えられるという事態に至っている。<sup>11</sup> 以上の経緯から、彼は当局から尋問と家宅捜査を受けるという困難も体験したが、自由を希求する意志は固く、決して屈することはなかった。さらに、ギリシアの対トルコ独立戦争後、ポーランド難民を支援する慈善団体を設立して全財産を寄付し、聖霊降臨祭には民衆を集めてコンサートを開催するなど、弱者への救済を果たすべく民衆との関わりを深く持ち続けた。<sup>12</sup> ヴァイディヒはこうした活動を通じて同志を募ることに成功したのだが、実は虎視眈々と各種の反体制組織との共闘的な政治活動を模索し続けた。それが具体的な形となって表れたのが 1832 年にフランクフルトで発生した警察襲撃事件への加担であろう。この暴力の肯定は、「ヴァイディヒが理論面においてのみならず、[実践面でも - 筆者]改革者から革命家への段階に至ったこと」<sup>13</sup>を証明する。その後、彼はビューヒナーと共同で『急使』を執筆したかどで逮捕され、獄中で過酷な拷問に耐えかね 1837 年 2 月 23 日に自害した。ビューヒナーの死後 4 日目のことであった。ヴァイディヒは激動期に生を享け政治活動に殉じた、多くの活動家と運命をともにすることとなった。

## II. 『燭台』(第 1 号から第 4 号) について

### i. 概要

『燭台』が執筆された経緯はおよそ次のとおりである。1832 年 5 月、バイエルン領プファルツのハンバッハで集会が開かれ、集結した 3 万人の市民が三色旗を掲げドイツ共和国とヨーロッパ連邦の建設を高らかに宣言した。結局、この集会は参加者にはドイツ革命を国民の名において実行する「権限」はないという理由で、何の決議も上げられないまま流会したが、集会の規模に危機感を募らせたドイツ連邦

<sup>9</sup>Vgl. FW, S.453.

<sup>10</sup>Jan Christoph Hauschild: a.a.O., S.297. 「神聖同盟」 Die heilige Allianz とは 1815 年 9 月 26 日のウィーン会議後、ロシア皇帝アレクサンドル 1 世が中心となり結んだ同盟。キリスト教を王制的政治秩序の基礎に置き、統一的国家国民を志向するブルジョワ的変革に対抗するために、全ヨーロッパの王制に加盟を呼びかけたものであった。『世界大百科事典』第 14 巻 平凡社 1988 年 363 頁参照。

<sup>11</sup>Vgl. FW, S.454

<sup>12</sup>Vgl. Jan-Christoph Hauschild: a.a.O., S.298.

<sup>13</sup>Ebd., S.299.

諸政府は、同年 6 月、メッテルニヒの主導で連邦決議を行った。<sup>14</sup> その内容は領邦議会の権限を著しく制約し、審議を監視する委員会を設置するなどの弾圧政策であったが、<sup>15</sup> その影響がヘッセン大公国にも波及し、この決議自体がそもそも合憲であるのか否かという議論を引き起こした。しかし、決着は付かず 1833 年 11 月 2 日に議会は解散した。<sup>16</sup> 『燭台』はこの議会の解散を機に発行された新聞である。従って、連邦決議の合憲性をめぐる問題と、それに伴い生じた出版の自由に関する議論が背景にある。特に、ルートヴィヒ 2 世<sup>17</sup>と首相デュ・ティル<sup>18</sup>はすでに弾圧政策を始めており、政府を擁護する新聞は認めるものの、反政府的な新聞は禁じていた。このことは『燭台』の論調を決定づけた。

上述のとおり、議会の解散を緊急に伝える必要が生じたため、1833 年 11 月にまず号外が執筆された。この号外は『1833 年に解散されたヘッセン大公国議会の高貴な民衆の代表に寄せて』*An die edlen Volksvertreter des aufgelösten Landtags von 1833 im Großherzogthum Hessen* というタイトルである。<sup>19</sup>これに引き続き、同年 12 月 7 日に『ヘッセンの燭台に火をともし人々』*Leuchter und Beleuchter für Hessen* という別タイトルの第 2 版が出版された。<sup>20</sup> その後、これを基にして 1834 年 1 月の第 1 号から同年 10 月の第 5 号まで連載された版が本稿で扱う『燭台』である。発行者は「フライムント・ヘッセ」Freimund Hesse なる意味深長な偽名が使用されているが、実際はヴァイディヒの執筆である。<sup>21</sup> 印刷者はヴァイディヒとともに活動し、『急使』の印刷も手伝ったプレラー<sup>22</sup>かシュナイダーであったとき

<sup>14</sup>林健太郎著 『ドイツ史』山川出版社 1993 年 252 頁参照。

<sup>15</sup>オットー・ダン著 末川清 姫岡とし子 高橋秀寿訳 『ドイツ国民とナショナリズム 1770 - 1990』名古屋大学出版会 1999 年 72 頁参照。

<sup>16</sup>Vgl. Jan-Christoph Hauschild: a.a.O., S.229f. 議会における商取引の規制に関する議論の中で、ダルムシュタットの商人であった E.E.ホフマンとその兄弟で高級裁判所法律顧問 W.ホフマンが一致せず、のちに、金融法の議決に遅れが生じた。このことが反体制派に不利となり、これに乗じてデュ・ティルは解散に打って出た。

<sup>17</sup>ルートヴィヒ 2 世:Ludwig II. (1777-1848)ヘッセン大公。在位 1830 - 1848。1830 年に 53 歳で大公位を継いだ。人見知りな性格で、先代に比べて進取の気概に乏しく、政治は宰相デュ・ティルに任せていたといわれる。

<sup>18</sup>デュ・ティル:Freiherr Carl Wilhelm Heinrich du Bos du Thil (1777-1859)ヘッセン大公国の首相。大公ルートヴィヒ一世の死後、エーミール王子の庇護を受け独裁国家体制を築き上げ、議会の発言権を制限した。このことから、ビューヒナーやヴァイディヒらの批難の的となった。

<sup>19</sup>Vgl. FW, S.458.

<sup>20</sup>Vgl. ebd., S.458. この版もヴァイディヒの執筆であったと A.ベッカーとクレムが証言。

<sup>21</sup>Vgl. ebd., S.458.

<sup>22</sup>プレラー:Carl Preller (1802-1877) ヴァイディヒのグループに属するブッツパッハの印刷屋『ヘッセンの急使』の印刷を担当した。シュナイダーについては不明。

れ、印刷場所はフランクフルト、オッフェンバッハ、マールブルクと推測される。<sup>23</sup> 各号はそれぞれ4頁2列組みで、平均して5つの記事が載せられている。以下、それぞれの号の重要な点を纏めてみた。ただし、第5号はマールブルク大学教授ジルヴェスター・ヨーダンも執筆者とされており、<sup>24</sup> ヴァイディヒとの分担部分が判別できないため、論述の対象から外した。ちなみに、第5号は1834年の議会の解散を機に、ヘッセンも他の周辺都市と同様に報道の自由を確保する希望が打ち砕かれた事態を承けて刊行されている。以下、第1号から第4号まで重要な論点を纏めてみた。

### [第1号]

第1号は1834年1月の刊行となっており、この号だけ序文が掲載されている。それに、「ヘッセン大公国の領邦議会は解散された」、「1833年」、「1834年」という表題の記事が続いている。最後にヘッセン大公国ではなく祖国ドイツを賛美する詩も4篇収められているが、作者は不明である。まず、序文から紹介したい。これは『燭台』の基本精神に関わる重要な部分である。

ヘッセン大公国の内閣が忠誠を誓った憲法では、報道と出版活動の自由が保障され検閲は禁止されているが、この新聞はその憲法の趣旨に則り、月刊紙として出版される。この新聞では「誠実な人は正しいことを自由に語る」という聖書の言葉に従い、自由な言葉が語られるが、良俗と節操の掟を守るため、熱狂的な性格を備えた人々は敬遠されるだろう。つまり、もし内閣自身がシャハト、バウア、パープストらに誹謗中傷や賞賛を書かせることによって実際に濫用している報道機関を、憲法違反と定めるつもりがないのであれば、『燭台』は祖国のどの書店にも堂々と並べられ、独立した司法の法廷にも持ち出されるために論陣を張ることになる。恣意的な内閣の報道機関に対して正当防衛を行う新聞が緊急に必要なのだ。『燭台』はこの必要に応えるものであり、同時に様々な党派の愛国者からの支持を頼りにしている。<sup>25</sup>

<sup>23</sup> Vgl. ebd., S.458f. 今回用いたテキストは当時印刷された活字体の新聞を直接複写したものであるため、当時の印刷技術がそのまま反映され、インクの滲みや印字のミスも散見する。まだテキスト・クリティークが終了していないことも断っておかなければならない。しかし、記事の内容の大半は解読可能であり十分に理解できる。

<sup>24</sup> Vgl. ebd., S.458f. ヨーダン: Sylvester Jordan(1792-1861) マールブルク大学で法学を教え、1831年、クーアヘッセンの諸身分集会に参加し、リベラルな憲法の作成に関わったが受け容れられず、教授職を奪われ、15年の禁固刑を言いわたされた。為政者からはつねに敵視されていたヨーダンだが、民衆からは敬愛され、「政治的自由の使徒」と呼ばれた。後年、三月革命のさいにも指導的役割を果たした。

<sup>25</sup> Ebd., S.85. 「それも月に一度の出版となる」(und zwar monatlich einmal)の(einmal)は表記が不鮮明で(m)が脱落している。しかし、推測で(einmal)と判断した。

シャハト: Theodor Schacht(1786-?)ダルムシュタットの実業学校校長で大公国議会の下院

序文は、聖書を引用することで『燭台』が真実の書であることを宣言しているが、それに先だち、「ヘッセン大公国の内閣が忠誠を誓った憲法では、報道と出版活動の自由が保障され検閲は禁止されているが、この新聞はその憲法の趣旨に則り、月刊紙として出版される」とあることから、憲法がとりわけ重視されていることが分かる。また、シャハト、バウア、パープストという政府側の人物による報道の濫用が非難されているが、これは政府の偏向報道への批判であり、大公国憲法第 35 条<sup>26</sup>に則っている。『燭台』は正しい情報を公に提供するための「正当防衛」の新聞であることがここで主張される。しかし、『燭台』の政府批判はさほど辛辣ではなく、政府側の式典と反体制側のそれとの比較により、政府側の式典がいかに閑散としていたかを伝える程度である。例えば、政府系新聞は、首相デュ・ティルの主唱した議会の解散とそれに伴う政府の祝祭について、「ヘッセン大公国新聞の新しい編集者パープスト氏に尋ねるならば、あの式典は至るところ拍手喝采と、それどころか歓喜とともに迎えられた」<sup>27</sup>として首相に敬意が払われた様子を伝えるが、『燭台』は実際には以下の結果に終わったことを暴露する。

首相の催した音楽の夕べの折、宮廷御用達の漆喰職人ブルスト親方による万歳三唱は、もうひとりの市民抜きで行われ、フォン・ベヒトルト氏やフォン・グロールマン氏のしわがれた声で民衆の声を補わなければならない、という憂慮すべき事実があった。このことは、首都においてすら先述した政府の措置に人々が懸念を示したことを表している。<sup>28</sup>

この引用は、政府側の式典に市民は集まらず、万歳三唱もままならなかったことを暴露し、民衆が政府を見放している実情を伝えている。『燭台』は政府と民衆との間に大きな溝が生じていることを伝えながら、政府批判を展開するところに特徴が

---

でデュ・ティル首相を支えた。バウア：Karl Baur (1788-1877)ダルムシュタットのギムナジウム「ペダゴグ」の副校長。ビューヒナーは彼のもとで幾何学、ラテン語、歴史、ドイツ語の授業を受けた。パープスト：Christian Pabst (1796-?)ヘッセン大公国紙の編集者。

<sup>26</sup>Ernst Rudolf Huber(Hg.): *Dokumente zur deutschen Verfassungsgeschichte. Deutsche Verfassungsdokumente 1803-1850*. Stuttgart 1978, S. 225.

<sup>27</sup>FW, S.85.

<sup>28</sup>Ebd., S.85. ベヒトルト:Friedrich Georg von Bechtold (1800-1872) ヘッセン大公国内閣参事官。公安警察の指導を担当。ビューヒナー家の遠縁に当たる。フォン・グロールマン: Karl Ludwig Wilhelm von Grolman (1775-1829) ヘッセン国国会議員、憲法学者。プロイセン貴族の称号を持ち、1829年までヘッセン大公国の首相を務めた。大公の個人的負債 200 万グルデンの国費による弁済を支持した。国会はルートヴィヒ 2 世のこの要求を拒否し、その結果解散された。

ある。それに対して、反体制派の式典は非常に盛大であったとされる。例えば、憲法制定に尽力したヤウプ<sup>29</sup>が選挙区で 300 人を超すオーバーヘッセンの市民から「祖国の精神的、物質的繁栄のために根気強く働いた功績を称える[…]銀杯を授与された」<sup>30</sup>ことや、フォン・ブーゼック男爵とブルンク市長という反体制派の人物が最終選挙人や各階層の市民の集まる料理屋で祝辞を受けた際、「極めて平凡な農夫たちの乾杯の辞が示したように、憲法と法律に対する大いなる忠誠が表明された」<sup>31</sup>と伝えている。その他、反体制側の議員や活動家に対しては宴席において祝辞や演説が捧げられ、式典歌が愛国的な雰囲気の中で歌われ、「愛の守護神よ、騎士と民衆の周りに漂うがよい。そして、我々の憲法の番人に幸あれ」<sup>32</sup>という句が詠まれたと言う。このように『燭台』は政府と反体制派の対立軸を築き、反体制派には感動的な言葉を用いて憲法に基づく正当性があることを印象付け、それが民衆に支持されていることを伝える。

## [第 2 号]

第 2 号は 1834 年 2 月の刊行となっており、「解散した議会（承前）」、「新しい選挙」、「政治的教皇制度」、「新婦税」、「ルートヴィヒ 1 世」、「新しい国家反逆者たち」、「異動と解任」を表題とする記事が収められている。第 2 号でも第 1 号で縷々述べられた式典の様子が伝えられている。最初の記事「解散した議会（承前）」では 1833 年の議会の解散後、オーバーヘッセンで民衆が反体制派議員への支持を表明すると、1834 年にはシュタルケンブルクでも同様の事態に至ったとされる。そして、フォン・ブラントニス、エメリング、フォン・ガーゲルン<sup>33</sup>、ヘフナー、E.E.ホフマン、W.ホフマン、ヤウプといった憲法制定に尽力した人々が民衆の代表団から称賛され、「銀のオークの葉冠で飾られた憲法文書の豪華版」<sup>34</sup>が手渡されたと報告されている。そして、この式典によりシュタルケンブルク地区はオーバーヘッセンに続き今度はラインヘッセンとも親交を結んだことが確認され、その際、市長ブルンクに手渡された憲法文書には「ブルンクは最も古く、卓越した階級、つまり尊敬に値する農民階級を実に堂々と代表したのである」<sup>35</sup>と記述されていたという。つまり、

---

<sup>29</sup>ヤウプ: Heinrich Karl Jaup (1781-1860) 法学者。フランス民法典（ナポレオン法典）に依拠しヘッセンの憲法制定に尽力した。のちにヘッセンの首相も務めた。

<sup>30</sup>Ebd., S.86.

<sup>31</sup>Ebd., S.86.

<sup>32</sup>Ebd., S.87.

<sup>33</sup>フォン・ガーゲルン: Heinrich Freiherr von Gagern(1799-1880) 1832 年以降 1836 年まで議員を務めたりベラル派の指導者。1834 年の議会で「憲法の原則を理解しない〈…〉党派」に触れ、この「党派」の立場をとくに代表するのが枢密顧問官クナップだと発言し、議会の解散をまねいた。

<sup>34</sup>Ebd., S.89.

<sup>35</sup>Ebd., S.89.

この市長は反体制派議員への支持を表明し各地域と連携をとったことが称賛されているようである。第2号も第1号と同様に式典の様態を伝えているのだが、今あげたように民衆の存在がより強調されているところに特徴がある。しかし、民衆像は具体性を欠き、ただ憲法制定に貢献した議員を賞賛する存在としてのみ登場している。

第2号から政府の暴挙の実態が次々と暴露される。例えば、「政治的教皇制度」では大公国政府が硬直化したイエズス会に喩えられ、時代錯誤な存在であることが指摘される。また、「異動と解任」では反体制的な活動家と接触した役人が左遷されたり、解任されたという事例が報告されている。この弾圧は選挙を目前にして反体制派議員に手を貸す役人を戒めるのが狙いのようなのである。「新しい選挙」ではより具体的に暴挙の実態が述べられ、例えば、「政府官僚、とりわけ税務官が次の選挙に易々と影響力を行使するのに対して」<sup>36</sup>、反体制派には「選挙に関する自由な集会や協議がほとんど不可能になっている」<sup>37</sup>ことを伝える。この記事は政府の不正を克明に記すと同時に、投票すべき議員をリストアップして掲載しているのが特徴的である。この点において選挙キャンペーンを兼ねた号と言える。

第2号のさらなる特徴は、ヴァイディヒが政府の暴挙から逃れる方法を読者に具体的に指示している点である。例えば、来るべき選挙に先立ち「ある地区で新人候補が官僚から議員として推薦される時、選挙人は国中で知られ、尊敬されている代議士[...]に相談しなさい」<sup>38</sup>と読者に呼びかけている。これは、官僚が戦略的に送り込んだ議員を排除するための方法であると思われる。また、愛国的な議員が選出されると休暇を取り上げるといふ嫌がらせが当時横行したようであるが、「その時は、きっぱりと拒否するので怖がられている人にあらかじめ相談し、有能な後継者の、例えば休暇を必要としない弁護士などの指示を求めなさい」<sup>39</sup>と助言している。

政府の不正は「新しい国家反逆者たち」でも主たるテーマとなっている。この記事は、12人の学生が連邦議会の決議に不遜な態度をとった事件を扱っており、ヴァイディヒもこれらの学生に問題があったことを認めているようであるが、視点を換え、むしろこれらの学生を一年間投獄するため、ギーセンの法律を歪めたことの方がより深刻な問題であると訴えている。そして、本当の国家反逆者とは「宣誓により保証された国家の憲法をその精神ばかりか文言まで毀損し、司法を歪め、フランスであれその他の国のものであれ、異国の驚を使って国家の法律をずたずたにせしめる者」<sup>40</sup>に他ならないとして、大公国政府が憲法を遵守していないことを糾弾している。以上、第2号では第1号にはなかった選挙民への具体的な指示が特徴であ

---

<sup>36</sup>Ebd., S.89.

<sup>37</sup>Ebd., S.90.

<sup>38</sup>Ebd., S.90.

<sup>39</sup>Ebd., S.90.そのような議員としてヤウプ、ヘフナーらの名前があげられている。

<sup>40</sup>Ebd., S.92.



り、その根底にはやはり不正と戦う姿勢が貫かれている。その他、この号の「ルートヴィヒ 1 世」という記事では憲法制定に尽力した先代君主が賛美されているが、これは次節で詳しく取り上げる。

### [第 3 号]

第 3 号は 1834 年 3 月の刊行となっており、「ヘッセン大公国の議会が解散された」、「新しい選挙」、「ヘッセンにおける選挙の画策、あるいはイグナチウス・ロヨラ 2 世」、「オーバーヘッセン」、「侵害された家宅不可侵権」、「ちっぽけな人々の大きな怒り」という表題の記事が収められている。この号もこれまでの号の論旨と見地を踏襲し、最初の記事は反体制派の賛美で始まっている。この記事では、反体制派の活動家に民衆が記念硬貨を授与する企画が取り上げられ、それに該当する 35 人の名前が列挙され、硬貨には「ヘッセン市民はこの碑文を彼らの忠実な代表者に奉獻する」<sup>41</sup>と刻まれていたことを伝えている。この記事は反体制派と民衆との間に緊密な連携があることを強調している。しかし、第 3 号ではこれ以上の反体制派活動家への賛美は見受けられない。というのも、議会の解散後、再選挙が行われたことで議席が確定し、選挙結果の方が重要なテーマとなったからである。

その選挙結果を伝える記事「新しい選挙」によると、「民衆の健全な感覚により」<sup>42</sup>反体制派議員が議席の過半数を占めるに至ったことが報じられ、当選者の名前が列挙されている。この結果に対して、ヴァイディヒは「政府の側からの呼びかけに対して、民衆はこのような答えを出した」<sup>43</sup>として民衆が自らの意思を行使できたことを高く評価している。その一方で、政府側の議員が当選したことにも触れ、これは政府の「ささやかな抵抗の痕跡」<sup>44</sup>であると揶揄している。さらに、3 人の税務官と「いわゆる億万長者のフォン・グロールマン氏」<sup>45</sup>が当選したことで、この選挙が民衆の選挙ではなく、役人の選挙に変わってしまったことも指摘している。政府側の不正があつたにもかかわらず、反体制派が勝利したことを称えているが、それでも内閣は総辞職しないだろうと政府の強欲さを皮肉る。

続く記事「ヘッセンにおける選挙の画策、あるいはイグナチウス・ロヨラ 2 世」もほぼ不正の暴露で占められている。この記事は政府系新聞のシャハトの記事「ヘッセンにおける選挙の画策」に対抗するものと思われる。第 3 号のこの記事は冒頭で、「多くの政府の役人は、選挙の際、職務上の影響力を大公国の市長らに乱用し、[...]彼らの秘書を最終選挙人のもとにあちこちと派遣した」<sup>46</sup>が、「その一方、自由な考えを持った全ての国家公務員が、確信に基づき有権者に助言を与えると、解任

---

<sup>41</sup>Ebd., S.93.

<sup>42</sup>Ebd., S.93.

<sup>43</sup>Ebd., S.93.

<sup>44</sup>Ebd., S.93.

<sup>45</sup>Ebd., S.93.

<sup>46</sup>Ebd., S.94.

や昇格停止を持ち出して脅される」<sup>47</sup>ような事例があったことを伝えている。これほどの暴挙を行いながらも、なお「シャハト氏は、恐怖や誘惑を用いずこれまでに獲得した信頼だけで自分たちの助言に価値を与えた民衆派の男たちの選挙運動に、三重の苦情をまくし立てる」<sup>48</sup>行動にでたという。「三重の苦情」が具体的に何を指すのか明白でないが、おそらくシャハトが刊行した新聞に関わるのではないかと思われる。政府は数々の不正を重ねているにもかかわらず、正当に信頼を獲得した民衆派議員を批判する記事をシャハトに書かせ、災いをもたらそうとしているということではないだろうか。

別の話題でもシャハトは批判される。筆者はシャハトの刊行する新聞をまだ入手していないため推測の域を脱しないが、この人物は自らが刊行する政府系新聞でこれまでの大公の功績を称賛しているようである。ヴァイディヒもこの点では一定の理解を示し、シャハトの意見に同意する素振りを見せている。しかし、ヴァイディヒは、「シャハト氏は称賛を用いても非難を用いても目的を逸するであろう」<sup>49</sup>とも述べ、シャハト氏の大公への称賛には問題があることを指摘している。その理由として、ヴァイディヒは「民衆の代表であるヤウプに嫌疑をかけるために、われわれの市区の秩序の見事さを引き合いに出すことは明らかに間抜けだからである。それがヤウプによって構想されたことは周知のとおりだからだ」<sup>50</sup>と述べている。つまり、大公や諸侯が形成したという秩序とは、憲法制定に尽力したヤウプのもたらした秩序にほかならないと主張しているように理解できる。その他、この記事には郡顧問官が選挙に影響を及ぼし、不正を働いた事例も挙げられている。

後半部分には憲法をめぐる政府の問題点が述べられ、報道の自由を保障した憲法第 35 条に付随する、「濫用を禁ずる現行法と将来実現する法律に従うものとする」<sup>51</sup>という文言が引用されている。これは報道と出版の自由を認めた上で同時にその乱用も規制する条項であるが、シャハトがこの規制を逆手に取って報道統制の便法に用いていることをヴァイディヒは指摘している。そして、「政府は、検閲下にある新聞さえ差し止め、出版を告知している雑誌もあらかじめ禁止する、つまり、濫用を阻止するだけでなく、そもそも報道自体を拒む権限を有することにしたいのだ」<sup>52</sup>として、政府が濫用の禁止と報道の自由を故意に混同している実態を問題にしている。

「オーバーヘッセン」という記事では火酒の税制と塩販売の税制に関して、金融資本家が厚遇を受けていることへの批判が綴られている。「侵害された家宅不可侵権」は、『燭台』の情報を探りに来た警察を追い返す主婦の滑稽譚である。第 3 号では

---

<sup>47</sup>Ebd., S.94.

<sup>48</sup>Ebd., S.94.

<sup>49</sup>Ebd., S.95.

<sup>50</sup>Ebd., S.95.

<sup>51</sup>Vgl. Ernst Rudolf Huber: a.a.O., S.225.

<sup>52</sup>Ebd., S.95.

具体的な事件が書かれているが、いずれにしても民衆の立場を代弁しながらも、憲法を重視する姿勢が根底に流れている。

#### [第4号]

第4号は1834年3月の刊行となっており、この号には「大公国の議会は解散された」、「王の開会式辞」、「権利泥棒たち」、「ヘッセン大公国役人の絵画ホール」、「侵害された信書の秘密」、「選挙の証明」、「ニュース」という記事が収められている他、詩も1篇掲載されている。最初の記事では第3号でも述べた反体制派35名への記念硬貨の授与が報告され、これを送付する際に同封された書状が紹介されている。そこには、「憲法に定められた権利と自由を毅然と主張することは、どの時代でも善良な市民の最高の誉れと見なされてきた」<sup>53</sup>ので、「それゆえに、祖国の友は先のわが領邦議会の解散後、1833年の下院の議員の多くに高い敬意のしるしを捧げるよう決定した」<sup>54</sup>などと書かれている。この記事は、憲法に従い公正に民衆が議員を選んだことを評価する内容となっている。

次の記事「王の開会式辞」は具体的にどの式辞を指すのか明らかにしていないが、ヴァイディヒは、その式辞で使用された「君主制原理」と「連邦法」という言葉に曖昧さが残ることを問題にしている。これらの言葉の語義を正し、大臣による乱用を避ける狙いがあると思われる。まず、ヴァイディヒは君主制の根本原理である世襲制に関する一般的な解釈として、「世襲による安定した王位は自由と共同精神を保証するために確立されたものである」<sup>55</sup>ことを前提にしている。このことから、君主制原理とは自由と共同精神の基軸であることが確認されている。この箇所にはヴァイディヒ個人の君主制に対する解釈が含まれている可能性は否定できないが、ここではひとまず一般的な解釈を挙げたものとして理解したい。なぜなら、これは君主制を悪用する者を批判するための根拠として提示されているに過ぎないからである。その批判とは次のとおりである。

それに対して、最近いく人かの人々が口にする君主制原理は**無制限の支配権**と同等であることを意味する。この支配権によって公共の信頼に値しない大臣たちには保護を、不実な役人には無罪放免を授けようというのだ。君主制原理を捻じ曲げるこの教義こそが君主制原理そのものを同時に蝕む。というのも、「ドイツの君主たちはどのように無制限の統治権を得たのか」と尋ねると、「**ドイツ帝国と民衆に対する大反逆によって**」という答えになるのが明白だからだ。<sup>56</sup>

---

<sup>53</sup>Ebd., S.97.

<sup>54</sup>Ebd., S.97.

<sup>55</sup>Ebd., S.98.

<sup>56</sup>Ebd., S.98.

この内容から察するに、ヴァイディヒは上述した君主制の本来的な意義が官僚によって歪められ、君主制は「無制限の支配権」となり、それを悪用する者がいることを挙げ、その結果、不埒な役人が有利に取り計らわれることを指摘している。その他、引用部分にある、君主たちが「ドイツ帝国と民衆に対する大反逆によって」、「無制限の統治権」を得たとする部分は重要である。この辺りの解釈は特に慎重に行わなければならないが、少なくとも、国家と民衆に対する裏切り行為によって現在の統治が行われている、と読めるのではないだろうか。言い換えれば、大公国の統治を独裁政治と定めているのである。だが、その後で、「改革は、民衆の賛同のもとに新しい法治状態が形成されることによってしか正当化されない」<sup>57</sup>と続くことから、ヴァイディヒは改革の主導者が民衆であると認識している。彼の言う改革が君主制の打倒を含むか否かについては議論が分かれるところだろう。しかし、記事にはすぐ後に「このことは[...]志の高い方のドイツの君主によってはっきりと承認され、この君主らは新しい専制状態を法治状態に変えたのである」<sup>58</sup>と記されているため、君主制の維持を前提としているのではないだろうか。

続く記事「連邦法」では法律の有効性に関する議論が展開されている。ここでヴァイディヒは連邦規約に収められている3つの法律<sup>59</sup>を挙げ、これらの法律がドイツ人の自助努力によってのみ成立した訳ではないが、ドイツ国民による選挙で承認されたことを強調し、有効であるとしている。ところが、これとは別に、「難局時にドイツの諸侯たちに承認されたドイツの民衆の権利を雲散霧消させようという別の連邦法、つまり偽物の法律」<sup>60</sup>が存在することも指摘している。この法律とは、ドイツ連邦議会の新たな法令かと思われる。そして、「宣誓したのち諸侯は憲法に制約されているため、その参事会はドイツ全体や各領邦の法治状態を、身分制議会が賛成しないかぎり何ひとつ変えてはならなかったということに、議論の余地はない」<sup>61</sup>と続くことから、議会の承認を経て法律は有効になり、それを諸侯といえども恣意的に改正してはならないという原則を確認しているようである。

「権利泥棒たち」では国に背信行為を働いたという理由で解任された、ある聖職者の処遇が問題になっている。解任の理由は不明であるが、「ある聖職者が、例えば権力者に向けて怒りを表明したため権力者の意のままに解任され、惨めさの憂き目に晒されることがあり得るとしたら、それは感情や理性にそぐわない」<sup>62</sup>とあることから、この人物が政府の極めて恣意的な判断により解任されたことを窺わせる。しかし、ここで問題となっているのは「政府の憲法違反が告発されるべきこの法廷

---

<sup>57</sup>Ebd., S.98.

<sup>58</sup>Ebd., S.98.

<sup>59</sup>Ebd., S.98. ヴァイディヒが提示する3つの法律とは「外国の暴力行為から防御するための連邦軍」、「国内における弾圧を防御するための領邦議会による憲法」、「商業と出版の自由」である。

<sup>60</sup>Ebd., S.98.

<sup>61</sup>Ebd., S.98.

<sup>62</sup>Ebd., S.99.

において、その構成員が政府の提案に応じてのみ任命されていることも同様に知られている」<sup>63</sup>とあるように、司法と立法の混在、または癒着が問題にされているようである。

その他、「ヘッセン大公国役人の絵画ホール」は郡長ザイツ氏の土地売買をめぐる不正受給の暴露と、郡長ゴルトマンの金銭疑惑に関する記事である。「侵害された信書の秘密」は当局が郵便物に対して行っている検閲の報告である。

## ii. 憲法との関連において

前節ではヴァイディヒの執筆とされる第1号から第4号までの重要な箇所を各号ごとに纏めてみたが、どの記事も体制批判という点で『ヘッセンの急使』と標的を一にしている。しかし、『燭台』と『急使』では民衆への煽動と憲法の扱い方において、明らかに論調が異なっていることも確認しておく必要がある。『急使』では「してみると、そもそも国家とはなんと暴力的なしろものだろうか？」<sup>64</sup>として、民衆が政府の永続的な暴力に晒されてきたことを前提としている。そして、最終的には「わたしはきみたちに言おう、人民に対して剣を振りかざすものは、人民の剣に倒れる、と。[...]きみたちは決起せよ」<sup>65</sup>と国家の転覆を視野に入れた行動を促す。それに対して、『燭台』には暴力を肯定する言葉は存在せず、選挙を通じた改革を呼びかけるに留まっている。そして、民衆が反体制派の活動家を支持する事例をあげ、両者の間には信頼関係が構築されていることを印象付ける。従って、『燭台』は体制の転覆を目的とするのではなく、不正のない民主的な選挙を通じた改革を促す類の新聞だと言える。そして、その根底には現憲法を金科玉条として遵守する姿勢が貫かれていることを見逃してはならない。一方、『急使』では「それというのも、ドイツ諸国の憲法とは何たるしろものだろうか？それは王侯が中味を抜きとってしまった<sup>くみか</sup>穀のほかの何ものでもない」<sup>66</sup>として現憲法の意義が否定されている。両者は極めて対照的である。ヴァイディヒが『燭台』でこれほど憲法に執着した理由はいくつか考えられるが、憲法が政治運動の紆余曲折を経てようやく獲得された権利であることは間違いのないであろう。そのことを明らかにするため、ここでヘッセン大公国における憲法制定の過程について触れておきたい。

ドイツの憲法制定に言及するには、ウィーン会議までさかのぼる必要がある。当時、ヨーロッパの列強諸国は秩序回復の試みをウィーン会議に委ねたが、この会議では各国首脳利害が対立し合うばかりで、君主はいかにして政体を維持させるか

<sup>63</sup>Ebd., S.99.

<sup>64</sup>Georg Büchner: *Sämtliche Werke. Briefe und Dokumente*. Hg. v. Henri Poschmann u. Mitarb. v. Rosemarie Poschmann. Frankfurt a. M. 1999. Bd. 2 [PS と略記], S.474f. 『ヘッセンの急使』の日本語訳は後日、日本ゲオルク・ビューヒナー協会有志の共訳で鳥影社から出版される『ゲオルク・ビューヒナー全集』の翻訳（本田陽太郎氏の訳）を拝借した。

<sup>65</sup>Ebd., S.500f.

<sup>66</sup> Ebd., S. 490f. この箇所はビューヒナーの執筆とされる。

に腐心した。<sup>67</sup> しかし、時代はすでに近代化の方向に推移しており、絶対王政が復活する気配もなく、憲法制定が不可避の急務となった。一旦、時代に逆行する政策が提示されると、君主に敵対する国民運動が激化する結果となり、各国首脳は本質的には復古主義を目指しながらも、時代の潮流に沿った政策も打ち出す必要に迫られたのである。このような時代背景において、ドイツの憲法制定の端緒は、ウィーン会議で当時小国に分裂していたドイツの統一が議題に上がったとき、憲法の制定が急務とされたことに始まる。1815年、「ドイツ連邦」*Deutscher Bund*の誕生に伴い、ドイツの領土問題の最終決定が「ドイツ連邦規約」*Deutsche Bundesakte* 全20条として纏められ、加盟国には移住の自由、信教の自由などの近代的な権利が保障された上に、憲法制定も保障されたのである。<sup>68</sup> そして、これに基づきドイツ諸国では立憲主義の運動が広まることとなった。

ヘッセン大公国における最初の憲法制定の要求は、1816年に陪臣化されたシュタンデスヘルによるものであったが、<sup>69</sup> 後に「黒衣派」の主導の下ドイツ連邦規約第13条に基づいて、民衆との契約が盛り込まれた憲法制定の書が作成された。<sup>70</sup> この時点での請願は大公ルートヴィヒ1世<sup>71</sup>が難色を示したため受け容れられなかった。しかし、これを機に運動が広まり、例えば、ギーセン大学教授ヤウプがリベラルな原理で国家を建設すべきとの考えを表明したことで、ヴァイディヒを始め多くの学生がそれに呼応して1818年に署名活動を行い、多くの代議士、学生、公務員がそれに署名した。<sup>72</sup> この運動の目的は「純粋に民衆の代表に基づく諸身分の憲法」<sup>73</sup>の作成であり、君主の独裁政治ではなく、民衆も代表を務める共同統治の実現であった。そして、ようやくヘッセン大公国では1820年3月18日に大公国憲法が発布された。ルートヴィヒ1世は先見の明を備えた君主であり、絶対王政の終焉

<sup>67</sup>オットー・ダン 前掲書 55-56頁参照。

<sup>68</sup>同上 60-61頁参照。

<sup>69</sup>Erich Zimmermann: *Die Verfassungsbewegung im Großherzogtum seit 1815*. In:

*Georg Büchner. Der Katalog*. Frankfurt a.M. u. Basel 1987, S.87f. 「シュタンデスヘル」

Ständesherrとは神聖ローマ帝国が解体していく中で作られた特殊な「身分」である。ナポレオン戦争の敗北後、神聖ローマ帝国への直属身分を失った旧諸侯たちは「領域再編成」により新しくできた領邦国家の中で「シュタンデスヘル」という特殊な地位につくことになった。なお、「陪臣化」*Mediatisierung*とは小帝国貴族領が領邦国家としての自立性を失い、比較的大きな諸侯領へと吸収されることを意味する。(川口智江 前掲書 106-107頁参照。)

<sup>70</sup>Ebd., S.88. 「ドイツ連邦規約」第13条では「国民代表制度(ラントシュテンデ的国制)」の設置が掲げられたが、これは曖昧で不十分であった。オットー・ダン 前掲書 60-61頁参照。

<sup>71</sup> ルートヴィヒ1世:Ludewig I.(1753-1830) ヘッセン大公。在位1806-1830。大公国憲法の制定者。ナポレオンによりライン地域の割譲を受けてから、「ルーデヴィヒ1世」Ludewig I.と名乗り始めた。しかし、ヴァイディヒの表記は「ルートヴィヒ1世」Ludwig I.であるため、以下それに倣った。

<sup>72</sup>Vgl. ebd., S.89.

<sup>73</sup>Ebd., S.89.

と市民憲章による国家樹立の時代が到来したことを認識していたと言える。<sup>74</sup> 憲法制定自体は確かに画期的な出来事であった。しかし、この憲法は民衆と代議士の意見を排して発布されたことに加え、君主の絶大な権限が温存されるなどの限界を抱え、自由主義者らに大きな失望を与えたことも事実である。<sup>75</sup> その改良に取り組んだのがヘッフェナー、ガーゲルンなどの自由主義者であり、それにより、以前は大公が握っていた立法権も議会の承認が必要となり、法律の改正や増税を決議する場合も議会の意向が勘案されるに至った。<sup>76</sup> ただし、まだ大公が立法権の大部分を握っており、身分制議会は大公に法の制定を請願するしかなかったことも付言しておきたい。

このような中、例えば 1826 年の選挙では自由主義者の議員が不可解な裁判に巻き込まれ、休暇を取り消されるといった政府による妨害工作が行われたが、選挙が施行されたこと自体は重要である。なぜなら、それにより保守派議員が下院の多数派を押さえたものの、反対派議員の存在が明らかとなり、発展の途上ではあるが民主主義の土台が確立したからである。従って、1820 年に憲法が制定されて以降、憲法論議が議会に場を移すことになった。<sup>77</sup> 大衆運動による改革だけでなく、選挙と議会を通じた改革の時代が幕開けしたのであった。しかし、1830 年 6 月、ルートヴィヒ 1 世の死後、ルートヴィヒ 2 世が即位すると状況は大きく変わった。この人物には明確な政治的意図が欠けていたため、王の実弟エーミール王子<sup>78</sup>の庇護を受けた首相デュ・ティルが国政を担い、参政権を制限するなどしたため、大公国は独善的な官僚国家体制へと舞い戻ってしまったのである。

ヘッセン大公国における憲法制定は上述のとおり時代の要請であったが、それは容易く制定されたのではなく、反体制派の人々の尽力と君主の譲歩によるものであった。『燭台』が憲法の精神に立脚したのは、時代の要請と現実を踏まえたことによるものと思われる。つまり、ヴァイディヒは憲法を時宜に適った正当性の根拠に据え、その精神に則る普通選挙を改革への手段として『燭台』では選択したのである。しかし、この手法は 1 章の「ヴァイディヒの略歴」で述べた、彼のラディカルな政治運動と大きく矛盾する。共和国の樹立を目標とするのであるならば、君主を敵視し、これに辛辣な言葉を浴びせることも厭わないはずである。しかし、『燭台』で彼は逆のことを行っている。たとえば、憲法制定を容認したルートヴィヒ 1 世への敬意を表明している次の箇所は看過する訳にはいかない。

---

<sup>74</sup>Vgl. Eckhart G. Franz: *Im Kampf um neue Formen. Die ersten Jahrzehnte des Großherzogtums Hessen.* In: *Der Katalog.* S. 41.

<sup>75</sup>Vgl. Erich Zimmermann: a.a.O., S.92.

<sup>76</sup>Vgl. ebd., S.93.

<sup>77</sup>Vgl. ebd., S.95.

<sup>78</sup>エーミール王子: Emil, Prinz von Hessen (1790-1876) ヘッセン大公国王子。ヘッセン大公ルートヴィヒ二世の弟。

彼[ルートヴィヒ 1 世一筆者]の人生は困難な時代にあった。彼は、ライン連邦が結成された時、ドイツの諸侯たちがドイツ帝国や民衆に対して犯した大きな背信行為に加担することを余儀なくされた。[...]しかし、彼は祖国の最も高貴な宝石を守り続けた。それは精神の自由である。彼は報道機関を制約せず、政治的意見を抑圧せず、政府のごますり役人に報いることをせず、政府を批判する者を処罰せず、公務員の言論の自由を命令により廃止しようとした大臣を次の言葉で退けた。「無能で不誠実な大臣だけがそのような精神的な対策を必要とする」と。ルートヴィヒ 1 世により古い法律と取りかえられた憲法文書の中には少なからぬ欠陥もあるが、報道の自由、個人の自由、司法の独立などが保障されている。<sup>79</sup>

フランス革命の終結後、覇者となったナポレオンは軍事力を背景にヨーロッパの近代化を推進したが、このことはドイツでは必ずしも好意的に受け入れられなかった。1806 年に「ライン連邦」Rheinbund が結成された後、ヘッセン大公国をはじめ多くの小国がフランスの実質的支配下に入り軍事的に従属したことで、「ドイツ」という国家概念の拠り所となった神聖ローマ帝国が崩壊し、国家統一の可能性が断たれたかに思われたからである。つまり、ドイツ人の目にナポレオンは侵略者として映ったのである。上の引用文にある「彼の人生は困難な時代にあった」という部分は、苦難と屈辱の中、自国の主権を喪失してまでもフランスに譲歩せざるを得なかった君主の苦悩を斟酌したものと思われる。<sup>80</sup>この記事は国難に見舞われながらも自由の精神を喪失することなく、憲法制定に尽力した君主への感謝の念を表明したものに他ならない。それゆえに、ルートヴィヒ 1 世の発布した憲法には「少なからぬ欠陥」があったにもかかわらず、「報道の自由、個人の自由、司法の独立」が承認された点で大いに評価されている。ヴァイディヒは、ルートヴィヒ 1 世をヘッセン大公国の自由の生みの親と捉えていると言えよう。

先述したように、ヴァイディヒはルートヴィヒ 1 世の死後、デュ・ティル内閣の悪政を打倒するため、共和国の樹立を標榜する急進派に与してフランクフルト警察を襲撃する計画に加担したこともあった。しかし、『燭台』から推測できるヴァイディヒの国家観は立憲君主制を敵視するほど過激ではない。それどころか、今述べたようにルートヴィヒ 1 世に対する敬愛の念が随所に窺える。ところが、『急使』は、ヴァイディヒの「検閲」を経ているはずなのに、ルートヴィヒ 1 世の発布した憲法

---

<sup>79</sup>FW, S.91f.

<sup>80</sup>実際は「ライン連邦」により中世以来の古い経済・社会システムの改革が行われ、因習的な税の特権や農奴制の廃止などの近代化がもたらされたことも付記しておきたい。従って、ヴァイディヒのこの発言は公正さを欠く。Vgl. Jan-Christoph Hauschild: a. a. O., S.36. さらに、引用文中の「ドイツ帝国」(am deutschen Reich)という表現から察するに、ヴァイディヒはここでドイツ統一を意識しながら執筆していると思われる。なお、引用文中の「ドイツの諸侯たちがドイツ帝国や民衆に対して犯した大きな背信行為に加担することを余儀なくされた」の意味するところは今のところ未確認であることを断っておきたい。



を、「これほど惨めで哀れな憲法があるだろうか」<sup>81</sup>と酷評している。ヴァイディヒを理解する上でのアポリアとなっているこの懸隔を、どう理解したらよいのだろうか。

### Ⅲ. 『燭台』の限界

この章では当時の政治情勢、とりわけ政治的諸党派との関連から考察した場合、『燭台』がドイツ政治運動史のどの段階に位置づけられるのか、また、ビューヒナーを始め当時の政治活動家によってどう評価されたのか、という点について私見を述べたい。

三月前期の政治的党派はしばしば、立憲君主主義者と共和主義者の二つに大別され、これがさらに分岐するのは 1848 年の三月革命期、フランクフルトのパウロ教会に国民議会が置かれた頃とされる。<sup>82</sup>しかし、三月前期において立憲君主主義と共和主義が截然と二分化されていたかという点、実はそうでもなく、同時代の雑誌の出版傾向からは、「その輪郭において 1848 年よりもはるか以前に既に後のドイツの党派の多様性が浮かび上がる」<sup>83</sup>と指摘されるとおり、三月革命期に登場する諸党派の萌芽が既に存在したことが窺われる。このような状況にあって、ヴァイディヒは共和主義と立憲君主主義の間で揺れる日和見主義者と評されたのであるが、この揺れは君主を戴くか否かという、三月革命期の左右の対立点に関わってくるため、相当大きいと言わざるを得ない。この曖昧さが彼の実像を捉えにくくしているのである。以下、『燭台』と『急使』の大公国政府への批判をめぐる言説を比較しながら考察したい。次の引用文は『燭台』の第 2 号の記事「政治的教皇制度」からである。

例えば、スペインのようにイエズス会などの硬直した体制によって抑圧された国では、本来の教皇制度が弱まっている。その一方で、ドイツでは政治的な教皇制度が導入されるようだ。権力者、すなわち大臣らは、憲法によって国民に責任を負うと定められているにもかかわらず、絶対的で犯すべからざる存在に見せかけられている。彼らは、この新しい教義を強化しようとして、政治的なイエズス会の腕の中に飛び込むのである。この政治的なイエズス会は諸侯の外套を大臣のうぬぼれとエゴイズムの隠れ蓑に変える術を知っている。そして、ドイツではナポレオン時代にもほとんどなかった報道統制を導入する。それは新たなイエズス会の特権化された、やりたい放題の報道であるのみならず、倫理的に沈んだ国家政府の最も確実な刻印でもある。<sup>84</sup>

---

<sup>81</sup>PS, S.492f.

<sup>82</sup>林健太郎 『ドイツ革命史—1848 - 49』山川出版社 S.70-77 参照。

<sup>83</sup>Peter Brandt: *Liberalismus*. In: *Bürgerliche Gesellschaft in Deutschland. Historische Einblicke, Fragen, Perspektiven*. Frankfurt am Main 1990, S.156.

<sup>84</sup>FW, S.91.

『燭台』はまだテキスト・クリティークを経ていないため注釈が存在せず、筆者の解説もまだ議論の余地を残すことを断っておきたい。しかし、おそらくヴァイディヒは次の事を言っているのではないかと思われる。イエズス会は、教皇への絶対的服従を求めながら世界各国への布教活動を行ったが、18世紀後半には禁止と追放の憂き目に遭い、クレメンス 14 世により解散を命じられたという歴史的経緯がある。<sup>85</sup> 時代との連関から見て、上の引用文はこの出来事を指すのではないかと思われる。そして、ヴァイディヒは「本当の教皇制度が弱まっている」という表現を用いることで、イエズス会の衰退期を示唆し、硬直化した権力が崩壊に向かう様を述べつつも、逆にドイツでは「教皇制度」に匹敵する硬直した体制が時代錯誤的に導入されていることを揶揄している。では、『急使』における体制批判はどうか。

この秩序を作り、それが維持されるよう監視しているのはいったい誰だろう？ それは大公の政府だ。政府は大公と、高級官僚から成りたっている。[...]人民は彼らに飼われる家畜の群れ、彼らはその番人であり、家畜の乳を搾り、皮を剥ぐ。[...]彼らは思うがままに人民を支配し、人民に服従を説く。きみたちは彼らに六百万グルデンの税金を払い、彼らはその見返りにきみたちを支配する労をとる。つまり彼らはきみたちに養ってもらいながら、きみたちから人権や市民権を奪い取っているのだ。見るがよい、きみたちの流した汗がどんな果実を結んだかを。

<sup>86</sup>

この引用文はビューヒナーの執筆部分と推測されるが、「秩序を作」るところの政府と高官が俎上に上る点で『燭台』と同じく体制批判を目的とする。しかし、これら二つの引用文のニュアンスは相当異なっている。まず、『急使』は政府が行う民衆への搾取と収奪をテーマとしており、民衆は重税を納めているにもかかわらず、諸権利を剥奪され、生活の糧を奪われている実態が綴られる。そして、大公と政府の高官を民衆の敵と明確に位置付け、怒りを煽る。一方、『燭台』はイエズス会を比喩にあげ、大公国を硬直化したシステムと捉えている点では『急使』と同じく体制批判の文書であるが、批判の矛先は、「憲法によって国民に責任を負うと定められた」大臣が自らを「絶対的で犯すべからず」と認識している点に向けられ、また、それが「うぬぼれ」や「エゴイズム」と批判される。一見すると、『燭台』はイエズス会と大公国政府を比較することで体制に着目しているかに思えるが、実はそうではなく、問題の所在が大臣の個人的資質に還元されるだけなのである。

---

<sup>85</sup>『新カトリック大事典』第1巻 研究社 1996年 351頁参照。18世紀後半から19世紀前半はイエズス会の解散と復興の時代であった。啓蒙専制政治の時代には、政治家によりイエズス会の主張する教皇への絶対的従順が君主の教会支配を妨げる要因であると考えられたこともあった。しかし、ナポレオンの登場後、啓蒙思想が保守勢力の批難を受けたのに伴い、イエズス会も修道会を増やすなどして復興した。従って、ヴァイディヒは引用文中ではイエズス会の衰退期を強調しているため、ナポレオン時代以降の復興期は除外しているものと思われる。

<sup>86</sup>PS, S.474ff.

『燭台』のこういった論調は他の記事にも共通しているが、これは当時ヘッセンの若い世代の活動家には極めて不評であった。A.ベッカーの証言によると、『燭台』は全5号を通じて諸身分の利害と1833年と1834年の議会の解散のみを扱っていると評され、<sup>87</sup>また、ギーセンの学生や「ユニオン」のメンバー、ブッツバッハの生徒の間では、その内容が憲法問題に限られていること、読者対象が議会に議席を持つ自由主義者と地元偏っていること、個人攻撃を含んでいることに批難が集中したとされる。<sup>88</sup> ビューヒナーも『燭台』には批判的で、特定の大臣や議員への個人攻撃には関心がなく、制度を重視したとされている。<sup>89</sup> さらに、A.ベッカーは警察調書で、ビューヒナーがヘッセン大公国そのものに反感を抱いていたのではなく、「それを最良の政府の一つと見なしていた。彼が憎んだのは君主でも官僚でもなく、君主制原理であり、それがあらゆる貧困の原因であると考えていた」<sup>90</sup>と証言している。つまり、ビューヒナーは政治体制と貧困の問題を関連付け批判を展開したことになる。それに対して、『燭台』では引用の最後に「ドイツではナポレオン時代にもほとんどなかった報道統制を導入する」とあるように、やはり民衆の「胃袋」の問題は度外視される。

ここに『急使』のビューヒナー執筆部分と『燭台』の国家観をめぐる根本的な相違が見られる。なぜなら、それぞれ体制を問題としながらも、民衆を基軸に据えるか否かという点で、二つの文書の間には大きな懸隔が存在するからである。

このように民衆をめぐる政治的立場の相違は、自由主義者と民主主義者の対立を想起させる。19世紀前半のドイツは、まさに封建体制から近代社会への途上にあり、社会を再編成する過程において民主主義をどの程度推し進めるかということが常に問題となっていた。当然、この問題は国家観の対立をもたらし、野党勢力の間に勢力分布が形成されることとなる。当時のドイツでは、1813年から15年にかけて対ナポレオン解放戦争を体験した活動家からなる自由主義陣営と、この戦争を体験しなかった若い活動家からなる民主主義陣営という二つの陣営が形成されたのである。自由主義陣営は国民主権の限定的な実現で満足し、民衆蜂起の際には君主の援助を求め、国家と妥協することを厭わない姿勢であった。<sup>91</sup> それに対して、民主主義陣営は1830年に成功したギリシアやベルギーの国民運動に感化されたこともあり、フランス革命を範として、人民主権の樹立に重きを置いた。<sup>92</sup> この二つの陣営の

<sup>87</sup>Vgl. Jan-Christoph Hauschild: a.a.O., S.307.

<sup>88</sup>Vgl. ebd., S.307.

<sup>89</sup>Vgl. ebd., S.307.

<sup>90</sup>August Becker: *Georg Büchner. Werke und Briefe*. Frankfurt a. M. 1982, Bd. 2, S. 562.

ベッカー: August Becker (1814-1871) ビューヒナーのギーセン時代のもっとも親しい友人で神学生。ギーセンの「人権協会」のメンバー。「赤毛のアウグスト」と呼ばれた。1839年に恩赦を受けて釈放され、スイスに渡って革命運動を再開。1848年の革命時には、フランクフルト国民議会の議員に選ばれるが、最後はアメリカに渡り客死した。

<sup>91</sup>オットー・ダン 前掲書 74頁参照。

<sup>92</sup>同上 75頁参照。

溝は深く、1789年のフランス革命以降増大した大衆への不信感によりドイツの自由主義者は左派と距離を置くようになり、それ以降、自由主義者は共和国の樹立を国家の転覆や下層民による支配と見なし、<sup>93</sup>常に民衆を警戒していたというのが実情だったのである。実際に、三月革命期に民主主義者は君主国並立制を否定し、単一ドイツ共和国の樹立を目指したが、急進的な民主主義者は敗れ、後に自由主義者に鎮圧されるという事件も起こった。<sup>94</sup>この出来事背景には6月にパリで労働者の蜂起があり、自由主義者が社会革命の恐怖を抱いていたことも指摘される。『燭台』と『急使』の相違は、十数年後のこの事件を先取りする観がある。以上を踏まえると、ヴァイディヒの『燭台』と『急使』では民衆の取り扱いの相違は顕著である。そして、それが当然国家観に繋がってくるのである。『急使』では執拗なまでに民衆の窮状が描写されているが、『燭台』ではそれが省かれ、憲法論議が中心となっている。ヴァイディヒは『燭台』において民衆の問題をタブーとして捉えているようである。従って、ヴァイディヒは『燭台』では自由主義者を読者のターゲットとして狙ったものと思われる。

#### IV. 結語

『燭台』は政府系新聞に対抗し、報道の自由と憲法の遵守を目的として書かれた新聞である。本稿ではその内容を理解するために、時代の要請でもあった立憲主義と照らし合わせて考察してきた。その結果、断言できることは、『燭台』は選挙を通じた社会改革を目的とし、政府の転覆を視野に置いていないという事情である。民衆の窮状が度外視されているのはそのためである。では、ヴァイディヒは民衆の立場や利害を蔑にして自由主義者の利益を代表し『燭台』を執筆したのかというと、それはありえないと考えるべきである。なぜなら、彼が「ドイツ協会」ではロベスピエールに喩えられるほど過激な活動を行っていたことや、民衆と深くかかわった事実が厳存するからである。T.M.マイヤーも同様の見解であり、ヴァイディヒの政治活動を年表に纏めた上で、この人物が「1818年には革命的闘争において倫理的目的のためには全ての手段を正当化するという、絶対原則を同時に展開していた」<sup>95</sup>ことや「1832年のハンバッハ祭にむけて、まさに貧者を扇動していた」<sup>96</sup>ことを挙げ、彼を「自由主義者、立憲君主主義の傾向を多分に持つ無節操な人物、偽物の『史的唯物論』の庇護のもと民衆の利害から離れ、それどころか民衆を敵視した立場の分

<sup>93</sup>Vgl. Peter Brandt: a.a.O., S.151.

<sup>94</sup>林健太郎 『ドイツ史』 266頁参照。

<sup>95</sup>Thomas Michael Mayer: *Büchner und Weidig-Frühkommunismus und revolutionäre Demokratie*. In: *Text + Kritik. Georg Büchner I/II*. Hg. v. Heinz Ludwig Arnold. München 1979., S.159f.

<sup>96</sup>Ebd., S.159.

子」<sup>97</sup>と呼ぶ動向は理解できないとしている。では、なぜヴァイディヒは『燭台』で民衆の窮状を問題とせず、もっぱら憲法に固執し、革命的性格を全く有しておらず、<sup>98</sup>役人の俗悪さと卑怯さを披歴する程度の選挙キャンペーンに終始しているのか。また、なぜ、彼の活動は極めて過激であったにもかかわらず、『燭台』ではそれを封印しているのか。これを単なる共闘を組むための戦略として理解してよいのか。これらの問いを解くためにはヴァイディヒの活動における『燭台』の位置を確定すると同時に、当時の社会的事情にも着目する必要があるだろう。それらは今後の研究課題としたい。

---

<sup>97</sup>Ebd., S.160.引用文中の「民衆の利害から離れ、それどころか民衆を敵視する立場」は Gerhard Jancke の主張である。Vgl. Gerhard Jancke: *Georg Büchner. Genese und Aktualität seines Werkes. Einführung in das Gesamtwerk*. Königstein/Ts. 1979, S.55.

<sup>98</sup>ヴァイディヒの調書を書いたネルナーも「あの扇動文、つまり『燭台』が確かに、直接的に確実に革命的性格を表すものではない」と記している。Vgl. Hans Magunus Enzensberger: a.a.O., S.90.

## Weidig- Forschung

Betrachtungen der illegalen Flugschriften *Leuchter und Beleuchter für Hessen · der Hessen Nothwehr*

Tomoya Kato

Dieser Aufsatz behandelt Ludwig Weidig (1791-1837) anhand der illegalen Flugschrift *Leuchter und Beleuchter für Hessen oder der Hessen Nothwehr* (= *Leuchter*). Weidig suchte bei seiner politischen Tätigkeit nach einem Kompromiss, weswegen er seinen politischen Standpunkt nicht eindeutig explizit machen konnte. Dies verhinderte ihn, seine politische Auffassung durchzusetzen. Büchner soll ihm einmal bei einem Disput gesagt haben, »[...] dass er ihn für einen Opportunisten halte, der unter Republikanern den Republikaner, unter Konstitutionellen den Konstitutionellen hervorkehre«. In diesem Aufsatz wird das ambivalente Verhalten Weidigs dargestellt.

Der erste Abschnitt handelt von seiner politischen Laufbahn. Weidig war Pädagoge und Pfarrer, aber durchaus kein auf Harmonie bedachter Geistlicher. Er war nämlich schon in mehreren politischen Zirkeln aktiv, als unmittelbar nach „Völkerschlacht“ bei Leipzig der Patriotismus immer mächtiger wurde. Etwas später formte er eine Lesegesellschaft „Teutsche Lesegesellschaft“ in die politische Gesellschaft „Deutsche Gesellschaft“ um. Diese war so radikal, dass man ihn einen neuen Robespierre nannte.

Im zweiten Abschnitt wird der konkrete Inhalt des *Leuchters* vom ersten bis vierten Flugblatt zusammengefasst. Der *Leuchter* wurde geschrieben, um die Regierung zu bekämpfen, und ist voll von Kritik an den Beamten und allgemein von der Entlarvung von Unrecht. Bemerkenswert ist jedoch, dass diese Flugschrift v.a. die Pressefreiheit und die Achtung von der Verfassung forderte. Im Unterschied zum *Hessischen Landboten* (= *Landbote*) gibt es hier keine Stellen, die Gewalt billigen, sondern nur den Appell zur Reform an der Urne.

Doch agitiert der *Leuchter* im ersten Blatt in der Weise auf, dass er die Regierung mit der Opposition vergleicht und dabei klarmacht, welche Seite Recht hat. Im zweiten Blatt wird das Unrecht der Regierung Schritt für Schritt aufgedeckt. Hier ist zu betonen, dass Weidig eine Liste mit dem Namen oppositionellen Kandidaten abdruckte. Dies bedeutet, dass diese Flugschrift auf die Wahlkampagne zielte. Im dritten Blatt findet sich kein Lob für die Oppositionellen mehr. Denn nach der Neuwahl war die Anzahl der gewählten Abgeordneten klar. Weidig bringt hier seine Freude darüber zum Ausdruck, dass die Oppositionellen die Mehrheit gewonnen haben, weist aber zugleich darauf hin, dass das unrechtmäßige Verhalten der Beamten weiterhin bestehe. Das vierte

Blatt beginnt mit einem Lobpreis der Verfassung und der Freiheit. Im zweiten Artikel macht Weidig auf die Zweideutigkeit der Begriffe „monarchisches Prinzip“ und „Bundesgesetz“ in der Thronrede des Großherzogs aufmerksam. Denn diese wurden von einigen Fürsten missbraucht, um zu unumschränkter Herrschaft zu gelangen. In den anderen Artikeln dieser Flugschrift behandelt Weidig u.a. die unbillige Entlassung eines Geistlichen und die Zensur durch die Regierung.

In diesem Abschnitt wird auch die konstitutionelle Bewegung im Großherzogtum thematisiert. Am 18. März 1820 erliess Ludwig I. die erste Verfassung des Großherzogtums. Dies war ein epochemachendes Ereignis, weil man nun im Parlament über die Gesetzgebung debattieren konnte. Aber nach der Thronbesteigung von Ludwig II. im Jahre 1830 änderte sich die Situation. Weil dem Großherzog eine klare politische Vision fehlte, übernahm statt seiner der Premierminister du Thil die Staatsverwaltung. Dieser schränkte das Recht zur Teilnahme am Parlament ein, wodurch das Großherzogtum wieder zum selbstgerechten Beamtenstaat zurückkehrte.

Im *Leuchter* vertrat Weidig nicht die Ansicht, die konstitutionelle Monarchie sei umzustürzen, weil er Ludwig I. sehr dankbar dafür war, dass dieser eine Verfassung erlassen hatte. Aber bei seiner politischen Tätigkeit stellte er sich auf die Seite der Radikalen, welche die konstitutionelle Monarchie stürzen und eine Republik errichten wollten, und beteiligte sich an der Planung des Angriffs auf die Hauptwache und die Konstablerwache in Frankfurt „Frankfurter Wachensturm“. Ein Beispiel für widersprüchliches Verhalten Weidigs.

Im dritten Abschnitt werden der *Leuchter* und der *Landbote* im Hinblick auf deren Kritik am hessischen Regierungssystem miteinander verglichen. Einerseits thematisiert der *Landbote* die Ausbeutung des Volkes durch die Herrschenden und erklärt den Großherzog und die höheren Beamten zu Feinden des Volkes. Der *Landbote* übt also radikale Systemkritik. Der *Leuchter* hingegen zielt v.a. auf die Pressefreiheit und wirft den Ministern, die diese behindern, »Eigendünkel« und »Eigennutz« vor. Dies erweckt zwar dem ersten Anschein nach den Eindruck, diese Flugschrift kritisiere das System selbst, aber in Wirklichkeit führt sie das Problem ausschließlich auf Persönlichkeiten in leitender Stellung zurück. Gemäß A. Becker hatte Büchner kein Interesse an der Verurteilung einzelner Personen, sondern hielt das monarchische Prinzip selbst für die Ursache des Elends. Büchner sah also eine Verbindung zwischen

politischem System und Elend und kritisierte daher ersteres. Hier lässt sich ein großer Unterschied zwischen dem *Leuchter* und dem *Landboten* in den Teilen, die von Büchner stammen - im Hinblick auf Staatsverfassung erkennen. Beide Texte problematisieren zwar das System, aber unterscheiden sich stark hinsichtlich ihres Hauptthemas. Bei Büchner ist es das Volk. Dieser politische Unterschied erinnert an den Gegensatz zwischen den Liberalen und den Demokraten. Während im *Landboten* die elenden Verhältnisse gründlich beim Namen genannt werden, beschränken sich die Diskussionen im *Leuchter* hauptsächlich auf die Verfassung, ohne das Elend zu beschreiben. Weidig scheint das arme Volk zu tabuisieren. Aber wenn man seine politische Tätigkeit anschaut, kann man nicht leugnen, dass er auch die Armut im Volk im Blick hatte. Um diese Widersprüchlichkeit zu erklären, muss man suchen, weshalb und wozu Weidig den *Leuchter* schrieb, und auf die sozialen Hintergründe aufmerksam machen.